

岡山県工事検査の手引き 改定概要

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
1 検査規程等			
1-5 現場施工体制等の確認 ○現場施工体制等確認の実施要領 2. 契約手続きにおける技術者専任制の確認	1) 対象工事 請負工事4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上の工事を対象とする。	1) 対象工事 請負工事4,500万円（建築一式工事：9,000万円）以上の工事を対象とする。	1-5-3
3. 工事現場における施工体制等の確認	1) 対象工事 技術者の専任を必要とする工事を対象とする。ただし、下請状況の確認については全ての工事を対象とする。 ※「技術者の専任を必要とする工事」とは、請負金額4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上の工事である。	1) 対象工事 技術者の専任を必要とする工事を対象とする。ただし、下請状況の確認については全ての工事を対象とする。 ※「技術者の専任を必要とする工事」とは、請負金額4,500万円（建築一式工事：9,000万円）以上の工事である。	1-5-3
	2) 確認内容 ①施工体制台帳が提出されていない場合は、元請作業員が作業を行っていることを確認する。 ⑦下請負人の主任技術者（下請負金額4,000万円（建築一式工事：8,000万円）は専任）がいるか確認する。	2) 確認内容 ①施工体制台帳が作成されていない場合は、元請作業員が作業を行っていることを確認する。 ⑦下請負人の主任技術者（下請負金額4,500万円（建築一式工事：9,000万円）は専任）がいるか確認する。	1-5-4
4. 施工体制等の確認	2) 確認内容 施工体制台帳が作成されている場合	2) 確認内容 施工体制台帳が作成されている場合（建設キャリアアップシステム(CCUS)等により直接発注者が施工体制を参照できる場合を含む。）	1-5-5
工事概要調書	注2) 下請負業者の「主任技術者」欄は、「専任」又は「非専任」のいずれかに○印をし、該当する技術者を記入する。下請負金額4,000万円（建築一式：8,000万円）以上は専任が必要。	注2) 下請負業者の「主任技術者」欄は、「専任」又は「非専任」のいずれかに○印をし、該当する技術者を記入する。下請負金額4,500万円（建築一式：9,000万円）以上は専任が必要。	1-5-7
工事現場における技術者同一性等チェックシート	注3) 「技術者の専任を必要とする工事」とは、請負金額4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上の工事である。	注3) 「技術者の専任を必要とする工事」とは、請負金額4,500万円（建築一式工事：9,000万円）以上の工事である。	1-5-7
工事現場における技術者専任制チェックシート(第 回)	2. 技術者専任制等の確認（工事施工中／請負金額4,000万円以上（建築一式工事：8,000万円以上）の工事	2. 技術者専任制等の確認（工事施工中／請負金額4,500万円以上（建築一式工事：9,000万円以上）の工事	1-5-8
下請状況チェックシート(第 回) 2. 下請負状況の確認(工事施工中／すべての工事)	施工体制台帳が提出されている場合 ⑦下請作業員が作業中に、下請負人の主任技術者がいるか（下請負金額4,000万円以上（建築一式工事：8,000万円）は専任）	施工体制台帳が提出されている場合（CCUS等により施工体制台帳の内容を発注者が直接確認できる場合を含む） ⑦下請作業員が作業中に、下請負人の主任技術者がいるか（下請負金額4,500万円以上（建築一式工事：9,000万円）は専任）	1-5-10
○下請負の相手方及び内容	※左記の合計額が4,500万円（建築一式工事においては7,000万円）を超える時点で、元請業者の建設業の許可証の写し及び技術者の監理技術者証の写しを添付すること。	※左記の合計額が5,000万円（建築一式工事においては8,000万円）を超える時点で、元請業者の建設業の許可証の写し及び技術者の監理技術者証の写しを添付すること。	1-5-15
2 検査基準			
2-1 土木工事検査基準			
第2条	2 前項の規定にかかわらず、原則として設計金額が250万円未満の小規模な工事については、出来形の実地検査を省略する。	2 前項の規定にかかわらず、原則として設計金額が400万円未満の小規模な工事については、出来形の実地検査を省略する。	2-1-1
4 検査事務処理要領			
4-2 検査事務処理の経路(フロー)			
1)しゅん功検査	(1) 1件3億円未満の工事 ※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額1億円未満の工事については、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。 (2) 1件3億円以上の工事	(1) 1件4億円未満の工事 ※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額2億円未満の工事については、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。 (2) 1件4億円以上の工事	4-2-1
2) 出来形検査	(1) 1件3億円未満の工事	(1) 1件4億円未満の工事	4-2-2

岡山県工事検査の手引き 改定概要

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
	※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額 1 億円未満の工事については、建設企画課を地域設計審査班、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。 (2) 1 件 3 億円以上の工事	※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額 2 億円未満の工事については、建設企画課を地域設計審査班、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。 (2) 1 件 4 億円以上の工事	
3) 中間検査(工期中間検査を含む)	1 件 3 億円未満の工事 ※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額 1 億円未満の工事については、建設企画課を地域設計審査班、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。	1 件 4 億円未満の工事 ※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額 2 億円未満の工事については、建設企画課を地域設計審査班、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。	4-2-3
4) 修補を指示する工事の処理	(1) 1 件 3 億円未満の工事 ※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額 1 億円未満の工事については、建設企画課を地域設計審査班、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。 (2) 1 件 3 億円以上の工事	(1) 1 件 4 億円未満の工事 ※あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされた設計金額 2 億円未満の工事については、建設企画課を地域設計審査班、建設部長を地域建設部長と読み替えるものとする。 (2) 1 件 4 億円以上の工事	4-2-4